【名護市】国民健康保険

限度額適用・標準負担額減額認定証 交付申請手続き（郵送）のご案内

※マイナ保険証を利用している方は、限度額認定証の交付を受けなくても医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

医療費が高額になっても安心

限度額認定証を医療機関窓口に提示することで、医療機関窓口で支払う自己負担額を一定額（自己負担額限度額）までおさえることができます。

※保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事代等は対象外となります。

※自己負担限度額は、受診者の年齢や被保険者の所得区分によって異なります。

認定証の発行にはお手続きが必要です

『名護市国民健康保険限度額適用交付申請書』に必要事項を記入して名護市国民健康保険課へ郵送ください。要件を満たしていれば認定証が発行されます。

※申請書の記入方法については記入例をご確認ください。

《限度額適用認定証ご利用の流れ》

①「限度額適用認定申請書」を名護市に提出。
名護市に届いた日を受付日とします。
※名護市役所国民健康保険課窓口に直接申請頂くことも可能です。

②受付から一週間ほどで「限度額適用認定証」が、名護市から郵送されます。

③受診の際に資格確認書等と併せて「限度額適用認定証」を提示してください。

【申請にあたっての注意】!!必ずご確認を!!

◆対象者が７０歳未満で世帯において国保税を滞納している方には、原則交付できません。滞納解消の目処がたったうえで申請をしてもらうことになります。

◆自己負担限度額は、世帯員の住民税申告をもとに判定されます。申告漏れのないようにご留意ください。未申告者がいると正しい区分の判定ができません。

◆有効期限は、申請した月（名護市国民健康保険課で受付した月＝申請書が届いた月）の初日にさかのぼり適用され、原則７月末日までの有効期限となります。
発行した前月までの診療にさかのぼって適用させることはできません。

◆県外からの転入や他の社会保険離脱により月の途中で国保加入となった場合は、月初日ではなく、月途中（名護市で国保が適用になった日）からの開始となります。

◆毎年８月は限度額認定証の切り替え（更新）の時期です。（任意での申請のため更新の通知等はありません。ご利用の方は有効期限に注意してください。）

◆転入、転居、世帯構成の変更等の場合は再交付となります。世帯員の修正申告・世帯構成の変更があれば、自己負担限度額が変わる場合がありますので、その際は必ず名護市国民健康保険課の限度額認定証交付窓口までご連絡ください。

［お問い合わせ・申請書郵送先］
〒905-8540　名護市港一丁目１番１号
名護市国民健康保険課　給付係　☎0980-53-1212（内線 156）

自己負担限度額（月額）

自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分によって異なります。

●７０歳未満の方の自己負担限度額

所得区分（年間所得）	限度額（過去１年の高額療養費該当月が３回目まで）	限度額（過去１年の高額療養費該当月が４回目以上）多数該当
ア　901 万円超	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）×１％	140,100 円
イ　600 万円超 901 万円以下	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）×１％	93,000 円
ウ　210 万円超 600 万円以下	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）×１％	44,400 円
エ　210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ　住民税非課税世帯（世帯主及び同一世帯の国保加入者すべて）	35,400 円	24,600 円

●７０歳以上７５歳未満の方の自己負担限度額

所得区分（年間所得）	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
現役並みⅢ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×１％ 《多数該当（４回目以降）：140,100 円》	
現役並みⅡ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×１％ 《多数該当（４回目以降）：93,000 円》	
現役並みⅠ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×１％ 《多数該当（４回目以降）：44,400 円》	
一般 課税所得 145 万円未満	18,000 円 《年間上限 144,000 円》	57,600 円 《多数該当（４回目以降）：44,400 円》
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

・同月内で２つ以上の病院にかかる場合には、病院ごとの計算、適用となります。
・同じ病院でも、内科等と歯科がある場合には、歯科は別計算となります。
・同じ病院であっても、通院と入院は別計算となります。